

令和7年度 佐賀市 放課後児童クラブ

利用の手引き

《児童クラブ在籍児童・窓口等事前配布用》



- ◇このチラシは、児童クラブ在籍児童や窓口問合せなどの時に配布しています。
- ◇児童クラブへの入会を検討される際には内容を全てお読みください。
- ◇入会申込後、入会が決定された場合には、「保存版」として最新版をお渡しする予定です。「保存版」では記載内容を最新の情報に更新するため、今回のチラシの内容から変更する場合がありますので予めご了承ください。
- ◇児童クラブは運営形態により取り扱いが異なる内容がありますので、各クラブにご確認いただくこともあります。

児童クラブ全般に関する問合せ先

佐賀市役所 子育て総務課 児童育成係
〒840-8501 佐賀市栄町1-1
(本庁1階50～53番窓口)
TEL: 40-7285 (直通)
FAX: 40-7395

校区	児童クラブ名	実施場所 (令和7年度予定)
勸興	勸興児童クラブ	勸興小学校内
循誘	循誘児童クラブ	循誘小学校内
日新	日新児童クラブ	日新小学校内
赤松	赤松児童クラブ	赤松小敷地内(専用施設他)
	神野児童クラブ	神野小敷地内(専用施設)
神野	さんこう児童クラブ	西九州大学佐賀キャンパス内
	西与賀児童クラブ	西与賀小学校内
嘉瀬	嘉瀬児童クラブ	嘉瀬小学校内
	嘉瀬こどもの森児童クラブ	嘉瀬こどもの森
巨勢	巨勢児童クラブ	巨勢小敷地内(ふれあい館他)
兵庫	兵庫児童クラブ	兵庫小敷地内(専用施設)
高木瀬	高木瀬児童クラブ	高木瀬小敷地内(専用施設他)
北川副	北川副児童クラブ	北川副小敷地内(専用施設)
本庄	本庄児童クラブ	本庄小敷地内(専用施設)
鍋島	鍋島児童クラブ	鍋島小敷地内(専用施設)
金立	金立児童クラブ	金立小学校内
久保泉	久保泉児童クラブ	久保泉小学校内
蓮池	蓮池児童クラブ	芙蓉校校内
新栄	新栄児童クラブ	新栄小敷地内(専用施設他)
若楠	若楠児童クラブ	若楠小学校内
開成	開成児童クラブ	開成小学校内
諸富北	諸富北児童クラブ	諸富北小学校内
諸富南	諸富南児童クラブ	諸富南小学校内
春日	春日児童クラブ	北部児童センター内・春日小学校内
川上	川上児童クラブ	川上小敷地内(専用施設他)
松梅	松梅児童クラブ	松梅校校内
春日北	春日北児童クラブ	春日北小敷地内(専用施設他)
富士	富士児童クラブ	富士校小学部内
北山	北山児童クラブ	北山校小学部内
中川副	中川副児童クラブ	中川副小学校内
大詫間	大詫間児童クラブ	大詫間小学校内
南川副	南川副児童クラブ	南川副小学校内
西川副	西川副児童クラブ	西川副小学校内
	そらまめ学童	鳳鳴乃里幼稚園(専用施設)
東与賀	東与賀児童クラブ	東与賀児童館内・東与賀小学校内
久保田	久保田児童クラブ	久保田児童センター内
三瀬	三瀬児童クラブ	三瀬保育園 56-2058
春日 春日北	アップル児童クラブ	林檎の木保育園(専用施設)
附属	附属小児童クラブ	附属小学校内

※愛の泉児童クラブの入会申込については子育て総務課までお問い合わせください。

児童クラブの開設日・開設時間等

利用区分	開設時間等	
基本 (月曜～金曜)	開設日	学校開校日の平日
	時間	放課後～17:00
土曜日	開設日	長期休業日、学校休業日(振替休日)
	時間	8:00～17:00
延長	開設日	土曜日
	時間	8:00～17:00
延長	開設日	上記「基本」、「土曜日」
	時間	月～土の17:00～18:30

【長期休業日】春休み、夏休み、冬休みの期間。
 【富士、北山、松梅】土曜日は富士で合同実施。
 【中川副・大詫間】土曜日は中川副で合同実施。
 【三瀬】開設時間等が異なる場合がありますので、クラブに確認してください。

【児童クラブの休業日】

日曜日、祝日、盆期間(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)は休業します。また、その他施設や天候等の状況により臨時に休業する場合があります。

【給食がない日の昼食】

長期休業日や振替休日など学校給食がない日は、必ずお弁当・お茶等を持たせてください。※安全のためクラブ実施時間内の途中外出は認めていません。また、原則業者等によるクラブへの弁当の配達も認めていません。

児童クラブとは

市内に居住し、または佐賀市立小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である児童を預かり、健全育成、安全確保を行うものです。(※保育園等とは制度が異なりますのでご注意ください)

対象児童

就労	終業時間が14時を超える日が月12日以上あること
出産	産前8週間前に該当する月の初日から、産後8週間を経過した月の末日まで利用可
病気・ケガ	病気・ケガの療養、または家族の介護をする場合
就学	就労と同等の日数時間を要して就学する場合
求職中	入会月の翌月の末日まで利用可

利用料金・活動費

【利用料金】毎月、利用区分に応じて市が徴収します。

【活動実費】「ケガ等に備える保険料（年額500円）」、「文具類、毎日のおやつ代」などの実費を各児童クラブで徴収します。

【注】利用料金、活動費の日割り計算は行いません。

利用区分	利用料金	活動費
基本	5,000円/月	1,500円/月 程度（※）
延長	1,500円/月	
土曜日	1,500円/月	

※活動費はクラブによって異なります。入会決定後、クラブへお問合わせください。

利用料の納付方法

【納付方法】原則、口座振替


※口座振替が難しい場合は、佐賀市役所子育て総務課にご相談ください。

【納付期限】毎月の月末日

※12月のみ1月5日が期限となります。

※金融機関休業日にあたる場合は翌営業日が期限となります。

【手続き】

オンライン	「佐賀市 Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。 
金融機関窓口	「佐賀市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入して下の枠内の金融機関の窓口にご提出ください。

佐賀銀行、みずほ銀行、長崎銀行、九州信用漁業協同組合連合会、佐賀共栄銀行、三井住友銀行、十八親和銀行、佐賀県信用農業協同組合連合会、佐賀信用金庫、福岡銀行、九州労働金庫、佐賀県農業協同組合、佐賀東信用組合、西日本シティ銀行、佐賀市中央農業協同組合、佐賀県医師信用組合、大川信用金庫、ゆうちょ銀行

※新規の口座振替手続き完了までは1～2か月ほどかかります。それまでは納付書を送付しますので、記載された納期限までに最寄りの金融機関にて納付してください。

【利用料金および利用料の納付方法全般に関する留意事項】

三瀬児童クラブは、「納付方法」、「納付期限」等が異なる場合があります。三瀬児童クラブのきまりに従ってください。

クラブでの1日の過ごし方（例）

【基本的な過ごし方】

◇下校となった児童は帰宅せずに児童クラブ室等へ「帰り」ます。

◇帰ってきたら、まず宿題をします。（【宿題の声かけ】参照）

◇その後、クラブ室内、体育館、校庭などで過ごします。

◇16時30分以降、クラブ室で帰宅時間（または保護者お迎え）を待ちます。

◇下図は1日の活動例です。クラブによって異なります。

	基本区分											延長	
	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:30	
平日							た だ い ま	宿 題 等	お や つ	あ そ び	帰 宅 ①	帰 宅 ②	
長期・土曜	お は よ う	学 習 等	あ そ び		昼 食	休 息	あ そ び	お や つ	あ そ び	帰 宅 ①	帰 宅 ②		

【注】17:00(帰宅①)は児童が徒歩で帰宅。18:30(帰宅②)は保護者によるお迎え

児童クラブ利用の際の注意事項等 (必ずお読みください。)

【お迎えと登所と下所】

◇延長利用（17時以降）は、保護者（大人の方）のお迎えが必須です。必ず18時30分までにお迎え及び下所を完了してください。

◇お迎えは駐車場からクラブ室入口まで徒歩でお願いします。

◇保護者以外の方のお迎えの場合は、必ず事前に保護者からクラブへ連絡してください。

◇17時まではクラブを利用していない兄弟の下校と一緒に帰宅することも可能です。

◇基本利用の場合、日没等の状況により17時前に帰宅を開始する場合があります。

◇自宅からクラブへの「登所」やクラブからの「下所」は、地域の様子などを踏まえて、保護者の責任で行ってください。

◇学校からクラブまでは児童が徒歩で登所していただきます。ただし、アップル・さんこう児童クラブは平日の学校のある日に限り、学校からクラブまでのお迎えを行います。（帰りは保護者のお迎えとなります。17時までは児童のみでの帰宅も可能です。）

土曜日や長期休業日などの学校休業日の送迎はありませんので、保護者の送迎となります。（17時までは児童のみでの帰宅も可能です。）

【新1年生の入学式前】

◇新1年生は、入学後に登下校の指導があるため、「4月1日から入学式までの利用」は保護者の送迎が必須です。（弁当等持参）

【活動中の事故やケガ】

◇事故やケガ等があった場合は、応急的な処置をし、軽微なケガであれば様子を見ます。場合によっては保護者へ連絡し病院での受診を勧めるため、急なお迎えをお願いすることがありますのでご協力ください。

また、児童の状況により緊急を要する場合は救急車の手配を行うこともあります。

【器物等の破損事故】

◇学校施設やクラブ施設、備品など、クラブ活動中に破損事故が起きたときに、児童が故意に器物を破損させた場合は、その費用を保護者の方にご負担いただく場合がありますのでご注意ください。

【宿題の声かけ】

◇児童クラブでは「宿題をする」という習慣づけを目的とした声かけを行います。しかし、宿題の中身や学力の確認についてはご家庭で保護者の方で行っていただきますようお願いいたします。（児童クラブは、児童の健全育成や安全確保を主たる目的として実施しており、学習支援は行っていません。）

【その他】

◇児童クラブに関するお問合せは、児童クラブ開設時間内に児童クラブの専用電話にお願いします。欠席の連絡など学校からの取次ぎはできません。病気などで学校を休むときは児童クラブにも連絡をお願いします。クラブへの連絡がなく欠席された場合は、安全確認のため緊急連絡先に連絡をすることがあります。

◇児童クラブから「塾」、「習い事」、「病院」等に行く場合、申出（れんらく帳、電話などをお願いします。）をいただいた時間に児童クラブを出して、塾や習い事に行くことは可能です。ただし、塾や習い事が終わってから再度児童クラブに戻ることはできませんので、ご注意ください。

◇連絡なく帰宅している場合や活動中に勝手に校外等に出た場合、指導員はクラブ室内の見守りを行っているため探しに行くことができませんので、保護者へ連絡することになります。ご家庭でも児童クラブ活動中に勝手に外出することのないよう、また連絡なく帰宅することのないよう厳しくご指導ください。

◇土曜、長期休業、振替休日等の児童クラブへの自転車での登下所は認めません。

利用の手続き（重要です！）

入会申し込み

※電話での受付は行いません。

児童クラブの利用を希望する児童の保護者は、以下の書類に必要事項を記入の上、佐賀市役所子育て総務課に提出してください。

[入会申し込みに必要な書類]

- ① 令和7年度放課後児童クラブ入会申込書
- ② 同居している保護者全員（20歳以上64歳以下の方）の勤務証明書

（勤務先に様式を提出し、記入してもらってください。）

※勤務証明書の記載内容は、クラブ利用開始以降の内容を記入してください。

※求職中などで勤務証明書が提出できない方は、別途関係書類の提出が必要です（詳細はお問合せください）。

※「同居している保護者」とは、住民票の世帯が同じかどうかではなく、実際に一緒に住んでいるかどうかで判断します。

※勤務証明書の代わりに、佐賀市保育幼稚園課へ提出する「就労証明書」または「自営・内職申立書」をご利用いただけます（写しも可）。

※子育て総務課では、保育幼稚園課へ提出された「就労証明書」または「自営・内職申立書」のコピーは行いません。保護者で原本または写しをご用意ください。

※「勤務証明書」、「就労証明書」または「自営・内職申立書」の内容で、不明な点がある場合は子育て総務課から勤務先へ確認を行う場合があります。

※「入会申込書」、「勤務証明書」、「児童調査票」等の内容に変更が生じた場合は、速やかにクラブ（もしくは市役所子育て総務課）にお知らせください。

入会申し込み時の注意点

[注1] 以前の入会（兄弟姉妹含む）に利用料の滞納がないことが要件です。

[注2] 育児休業期間中はクラブの利用ができません。

[注3] 勤務先や勤務内容等が変更になった場合又は産休等により変更等が生じた場合には、その都度現況に即した「勤務証明書」の提出が必要になります。

[注4] 利用希望児童数が定員を超える場合は「入会待ち」をお願いすることがあります。

[注5] 「入会申込書」、「勤務証明書」の様式は、佐賀市役所子育て総務課の窓口に備えています。佐賀市のホームページからダウンロードすることもできます。三瀬児童クラブについては、三瀬児童クラブにご確認ください。

[注6] アレルギーや障がいのある児童または発達・発育にご心配のある児童は入会に際して、事前に面談を実施させていただく場合があります。入会申込書の児童への配慮事項の有無について必ず記入をお願いします。児童クラブは、療育機関としての機能は備えておりません。

入会申込書の申込受付時期

※毎年度、入会の申込が必要です。

- ◇入会を希望される月の「前月」から申込受付を行います。（※ただし、年度当初からの申込受付は時期が異なります。別途HP等で案内。）
- ◇産休・育休終了後に入会申込予定の方は、特例として入会を希望される月の「前々月」から申込受付ができます。

[注] 産休・育休終了後に入会申込予定の方で特例（前々月から申込受付）が適用されるのは、次の要件全てに該当する方が対象となります。（申込時、母子手帳の写し等が必要）

- ①労働基準法に基づく産後休暇明け、又は育児介護休業法に基づく育休明け
- ②以前の入会（兄弟姉妹含む）に利用料の滞納がないこと

入会が決まったら

「入会決定通知書」等をご自宅に郵送します。この通知書等を確認後、利用開始前にクラブを必ず訪問し、指導員との面談を行ってください。面談前にクラブはご利用できませんのでご注意ください。

区分変更・退会の手続き

注1: 電話での受付は行いません。
注2: 三瀬はクラブにご確認ください。

重要

児童クラブの「利用区分」を変更、または「退会」する場合は、それぞれ「区分変更申込書」、または「退会届」の書類の提出が必要です。

- ◇区分変更申込書の提出期限は、変更月の前月の20日です。
- ◇退会届の提出期限は、退会月の20日です。
- ◇提出期限までに提出されない場合、翌月の1か月分の利用料が発生します。
- ◇提出期限とは佐賀市役所子育て総務課又は児童クラブへの申込書到着日です。
- ◇月の途中で区分変更、退会の場合でも利用料は月単位でご負担いただきます。
- ◇20日が閉庁日（土、日、祝日等）の場合は翌開庁日となります。

利用承認の取消

次の事項に該当する場合は、利用中であっても**利用の承認を取り消す**ことがありますのでご注意ください。

- ・対象児童としての要件を欠くに至ったとき
- ・「入会申込書」や「勤務証明書」等の提出書類の記載内容に虚偽があったとき
- ・利用料を滞納したとき
- ・延長を利用する場合、終了時刻（18時30分）までに保護者が迎えに来ないことが常態化しているとき
- ・クラブに連絡なく、利用しないことが常態化しているとき
- ・提出された勤務証明等の書類の有効期限が経過しその後再提出されないとき
- ・利用日数が極端に少ないとき
- ・児童クラブの運営上支障があると認められたとき

※勤務証明書に記載された内容について、電話や訪問により勤務先等への実態調査を行うことがありますので、予めご了承ください。

利用料の減免制度

減免の内容

【生活保護世帯】世帯内の全ての児童クラブ利用児童の全区分の利用料を**全額免除**します。

【低所得世帯】世帯内の全ての児童クラブ利用児童の「基本」利用料を**半額免除**します。

- ①令和7年度（令和6年分）市県民税が非課税の世帯。
- ②利用児童に対し就学援助を受けられている場合。（※「**就学援助認定通知書**」の写しの添付が必須です。紛失等による再発行はされませんので、大切に保管ください。

【多子世帯】世帯内の最年少児童以外の利用児童の「基本」利用料を**半額免除**します。

[注] 三瀬児童クラブは、「減免額」、「減免対象利用区分」、「提出期限」等が異なる場合があります。三瀬児童クラブにご確認ください。

減免申請の方法

年度当初からの入会決定者には「児童クラブ経由（5～6月頃）」で減免申請書を配布します。年度当初の減免申請書の提出期限は6月末日（詳細は別途）です。期限までに提出された方は「当該年度の4月に遡って減免を適用」します。

年度途中に入会された方には「入会決定通知書に同封」して減免申請書を配布します。「提出書類（添付書類）」、「提出方法」、「提出期限」等は、上記減免申請書配布時に詳細をお知らせします。

緊急時等対応マニュアル

※三瀬はクラブにご確認ください。

台風、大雨などの自然災害時等の対応				
	学校、市の決定	児童クラブ	保護者へのお願い	
学校開校日	登校前、または前日に臨時休校が決定	実施しない	家庭で自主学習をお願いします。	
	集団下校、一斉下校決定	状況により判断する	児童の安全を最優先に、「徒歩での早期下所」や「保護者の迎え」など、災害の状況に応じた対応を行います。	
	クラブ開所後に警報・注意報発令			
学校休業日	前日までに決定する場合（子育て総務課で決定）	「実施しない」場合	家庭で自主学習をお願いします。	
		「実施する」場合	児童の登所・下所の安全配慮は保護者の責任でお願いします（送迎等）。	
	当日、決定する場合（子育て総務課で決定）	開所前	実施しない場合 実施する場合	家庭で自主学習をお願いします。 児童の登所・下所の安全配慮は保護者の責任でお願いします（送迎等）。
		開所後に警報・注意報発令	状況により判断する	児童の安全を最優先に、「徒歩での早期下所」や「保護者の迎え」など、災害の状況に応じた対応を行います。
集団風邪などによる学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の場合の対応				
学校開校日	学級閉鎖	学級閉鎖対象の学級の児童は利用できません	感染拡大を防止するための学校の措置にしたがって児童クラブの利用も控えていただきます（振替等も同様）。※「学校閉鎖」になった場合は、感染拡大防止のため児童クラブも閉所します。	
	学年閉鎖	学年閉鎖対象の学年の児童は利用できません		
土曜	週末をはさんで学級閉鎖、学年閉鎖	学級閉鎖、学年閉鎖対象の学級、学年の児童は利用できません	※学校休業日に児童クラブ内で感染拡大が懸念される場合、児童クラブを閉所することがあります。	
感染症にかかった（疑いを含む）場合の対応				
感染拡大を防止するための学校の措置にしたがって児童クラブの利用も控えていただきます。また、学校休業日（長期休業、土曜、振替休日）の対応は、前述の学校の措置に準じます。				

※児童クラブから緊急に連絡をする場合があります。児童クラブ実施時間内に確実に連絡が取れる連絡先、または連絡方法をあらかじめ児童クラブにお知らせください。

※児童クラブの開所状況については、**学校情報携帯メール**を通じてお知らせする場合があります。（学校の臨時休業、集団下校、一斉下校など緊急に校時の変更などがあった場合と同様です。）携帯電話メール機能をご利用の方は、登録をお願いします。（携帯電話からインターネットに接続し、<https://sbss.jp>を入力して手順に従って登録をしてください。）

※自然災害等の状況によっては、上表によらず児童の安全確保を第一に考え、緊急下所等の対応をとる場合がありますのであらかじめご了承ください。

※自然災害等により保護者のお迎えをお願いする場合は、基本利用であっても18時30分までお預かりします。（※18時30分までにお迎えが完了するよう協力をお願いします。）